

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 10 - 1
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	災害復興公営住宅駐車場整備事業（東部（天神町））
全体事業費	23,610千円
<p><b>【事業概要、基幹事業との関連性】</b></p> <p>東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた釜石市において、釜石市内の被災者に向けた災害公営住宅を、官民連携による買取事業方式により整備することにあわせ、入居者用の駐車場を整備するものである。（本件については、平成29年10月5日付で使途内訳変更協議がなされたものであるが、詳細設計等により追加の所要額が必要となったもの）</p> <p><b>■概要</b></p> <p><input type="checkbox"/>基幹事業 災害復興公営住宅建設事業（東部（天神町））</p> <p><input type="checkbox"/>駐車場規模</p> <p>東部天神住宅（戸数52戸）：1,725㎡程度、52台</p> <p>※釜石市は市の「復興公営住宅設計ガイドライン」に基づき、住戸数以上の台数確保を基本としているところ。住民からの強い要望等がある場合においては、岩手県の「災害公営住宅設計基準」に「駐車場台数は住戸数以上の確保を基本とし、～原則として住戸数に対し150%までの範囲とする」との方針を参照し、余剰スペースの有効活用可能性を踏まえ、駐車場台数を決定することとしている。</p> <p><b>■積算内訳</b></p> <p><input type="checkbox"/>事業費計 23,610千円 ※（前回：10,106千円（+13,504千円））</p> <p style="padding-left: 100px;">【内訳】 本体工事費 23,110千円（+13,004千円）</p> <p style="padding-left: 100px;">移転補償費（電柱） 500千円（+500千円）</p> <p><input type="checkbox"/>申請額 13,504千円（前回申請額10,106千円）</p> <p>&lt; 前回協議からの変更点（増額事由） &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計を行ったところ、排水工や防護柵工、電柱の移転補償等の追加対策が発生</li> </ul> <p><b>■工期</b></p> <p><input type="checkbox"/>東部天神地区 H30年7～8月 仮設店舗撤去</p> <p style="padding-left: 20px;">スケジュール H30年9～10月 設計</p> <p style="padding-left: 20px;">H31年1～3月 整備工事</p> <p>※東部天神住宅の駐車場予定地には現在仮設店舗（廃止済み）が建っており、撤去後に駐車場整備を行う予定。なお、現在天神住宅の住民は、隣接している仮設住宅周辺の空きスペースを利用している状況であることから、今後安心して駐車場を利用できるように早急に整備を行うことが必要。</p>	

※ この様式は、原則として、参考様式第20及び参考様式23の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 21 - 3
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	災害復興公営住宅駐車場整備事業（東部（中心部））
全体事業費	11,516千円
<p><b>【事業概要、基幹事業との関連性】</b>                  東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受けた釜石市において、釜石市内の被災者に向けた災害公営住宅を、官民連携による買取事業方式により整備することにあわせ、入居者用の駐車場を整備するものである。（本件については、平成29年10月5日付で用途内訳変更協議がなされたものであるが、詳細設計等により追加の所要額が必要となったもの）</p> <p><b>■概要</b>  <input type="checkbox"/> 基幹事業 災害復興公営住宅建設事業（東部（中心部））  <input type="checkbox"/> 駐車場規模                  ・ 只越5号住宅（戸数22戸）：424㎡程度 16台                  ・ 浜町住宅（戸数31戸）：1,370㎡程度 42台                  ※釜石市は市の「復興公営住宅設計ガイドライン」に基づき、住戸数以上の台数確保を基本としているところ。住民からの強い要望等がある場合においては、岩手県の「災害公営住宅設計基準」に「駐車場台数は住戸数以上の確保を基本とし、～原則として住戸数に対し150%までの範囲とする」との方針を参照し、余剰スペースの有効活用可能性を踏まえ、駐車場台数を決定することとしている。</p> <p><b>■積算内訳</b>  <input type="checkbox"/> 事業費計 11,516千円（只越5号：4,367千円、浜町7,149千円）                  ※前回：10,200千円（+1,316千円）                  （只越5号：3,494千円（+873千円））                  （浜町：6,706千円（+443千円））   <input type="checkbox"/> 申請額 1,316千円（前回申請額10,200千円）</p> <p>&lt; 前回協議からの変更点（増額事由） &gt;                  ・ 居住者からの要望等を踏まえ、所要の台数分を追加（只越：14台⇒16台（+2台）、浜町：31台⇒42台（+11台））                  ・ 詳細設計を行ったところ、防護柵等の追加対策が発生</p> <p><b>■工期</b>  <input type="checkbox"/> 只越5号 H30.8 設計                  H30.9月～10月 整備工事  <input type="checkbox"/> 浜町 H29.7月～H30.1月 設計                  H30.2月～H30.12月 整備工事  <input type="checkbox"/> 住宅買取時期 只越5号 H30.6月（引渡済）                  浜町 H30.12月（予定）</p>	

※ この様式は、原則として、参考様式第20及び参考様式第23の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。